

財政部 税関総署 国家税務総局：研究開発機構の設備調達の税收政策に関する通知  
財税[2009]115号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局、  
税関総署広東分署、各直属税関：

科学研究及び技術開発を奨励し、科学技術進歩を促進するため、國務院の批准を経て、  
外資研究開発センターの輸入科学技術開発用品に対し輸入税収を徴収免除とし、内資・外  
資研究開発機構の国産設備調達に対し増値税を全額還付する。ここに關係事項について下  
記の通り具体的に明確にする。

一、外資研究開発センターには《科学技術開発用品輸入税収徴収免除暫行規定》(財政部、  
税関総署、国家税務総局令第44号)を適用して輸入税収の徴収を免除するが、その設立日  
に応じそれぞれ下記の条件を満たさなければならない。

(一)2009年9月30日及びそれ以前に設立された外資研究開発センターについては、同時  
に下記の条件を満たさなければならない。

1. 研究開発費用標準：(1)新設で2年未満の外資研究開発センターで独立法人としての場  
合、その投資総額は500万ドルを下回らない。会社に付設された部門または分公司として  
の場合、その研究開発総投入額は500万ドルを下回らない。(2)設立から2年以上の外資研  
究開発センターについては、企業の研究開発経費の年支出額は1000万元を下回らない。

2. 専門研究職、テストリサーチ職は90人を下回らない。

3. 設立以来購入した設備原価の価格累計は1,000万元を下回らない。

(二)2009年10月1日及びそれ以後に設立された外資研究開発センターについては、同時  
に下記の条件を満たさなければならない。

1. 研究開発費用標準：独立法人としての場合、その投資総額は800万ドルを下回らない。  
会社に付設された部門または分公司の場合は、その研究開発総投入は800万ドルを下回ら  
ない。

2. 専門研究職、テストリサーチ職は150人を下回らない。

3. 設立以来購入した設備原価の価格累計は2,000万元を下回らない。

具体的な審査方法は商務部が財政部、税関総署、国家税務総局と共同で別途制定する。

二、国産設備調達の増値税全額還付政策を適用する内資・外資研究開発機構には次のも  
のを含む。

(一)《科学技術開発用品輸入税収徴収免除暫行規定》(財政部、税関総署、国家税務総局  
令第44号)が規定する科学研究、技術開発機構。

(二)《科学研究及び教育用品輸入税収徴収免除規定》(財政部、税関総署、国家税務総局  
令第45号)が規定する科学研究機構及び学校。

(三)本通知第一条に規定する条件に合致する外資研究開発センター。

具体的な租税還付管理方法は国家税務総局が財政部と共同で別途制定する。

三、本通知がいうところの設備とは、本通知付属文書に列記する科学研究、教育及び科学技術開発のために必要な条件を提供する実験設備、装置及び器械をいう。

四、本通知の執行期限は2009年7月1日より2010年12月31日とする。

付属文書：科学技術開発、科学研究及び教育設備リスト

財政部 税関総署 国家税務総局

二〇〇九年十月十日

付属文書：科学技術開発、科学研究及び教育設備リスト

科学研究、教育及び科学技術開発のために必要条件を提供する実験設備、装置及び器械(パイロットテスト設備は含まず)で、具体的には以下の三種が含まれる。

一、実験環境方面

- (一)教育実験計器及び装置。
- (二)教育レクチャー、デモンストレーション計器及び装置。
- (三)クリーン設備(換気、滅菌、純水、浄化設備等)。
- (四)特殊実験環境設備(超低温、超高温、高圧、低圧、耐腐食設備等)。
- (五)特殊電源、光源(電極、スイッチ、コイル、各種光源等)。
- (六)清浄循環設備。
- (七)恒温設備(水浴、恒温ボックス、滅菌器等)。
- (八)小型粉碎、研磨調製設備。

二、サンプル調製設備及び装置

- (一)特種ポンプ類(分子ポンプ、イオンポンプ、真空ポンプ、振動ポンプ、タービンポンプ、ドライポンプ等)。
- (二)培養設備(培養箱、発酵罐等)。
- (三)微量サンプル採取設備(移液管、サンプル採取器、精密天秤等)。
- (四)分離、純化、濃縮設備(遠心分離機、クロマトグラフィー、クロマトグラフ、抽出・結晶設備、ロータリーエバポレーター等)。
- (五)気体、液体、固体混合設備(ロータリー混合器等)：
- (六)気体生成設備、気体圧縮設備：
- (七)専用サンプル製造設備(スライサー、ペレッター、コーター、イオンミリング、ポリッシャー等)、実験用射出、押出、造粒、膜圧設備：実験室サンプル前処理設備。
- (八)実験室専用小器具(ディスペンサー、計量具、循環器、清浄器、工具等)。

### 三、実験室専用設備

(一)特殊カメラ及び撮影設備(水中、高高度、高温、低温等)。

(二)科学研究用飛行機、船舶用キー設備及びパーツ。

(三)特殊データ記録設備及び材料(大幅面スキャナ、大幅面プロッタ、テープドライブ、ディスクドライブ等)：

(四)特殊電子パーツ(回路板、特殊晶体管、専用集積回路等)。

(五)材料科学専用設備(ゲルドライヤー、特殊るつぼ、セラミックス、図形転換設備、製版用ドライボード、特殊等イオン体源、イオン源、外延炉、拡散炉、スプッター、イオンエッチャー、材料実験機等)、信頼性試験設備、微電子加工設備、通信シミュレーション設備、通信環境試験設備。

(六)小型溶解設備(真空、粉末、エレクトロスラグ等)、特殊ハンダ設備。

(七)小型染色仕上、製糸試験専用設備。

(八)電気生理設備。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/佐々木清美)